

役員報酬及び役員退職手当に関する規程

給与規程（役員報酬関係部分を抜粋）

第2条 役員報酬は理事会にはかり会長がこれを定める。

第19条 通勤手当は、交通機関又は自動車等（自動車その他原動機付きの交通用具及び自転車）を通勤するために利用又は使用する役職員（通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）に支給する。

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる役職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 通勤のため交通機関を利用する役職員

支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として会長が定めるものをいう。以下この項において同じ。）につき、会長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃相当額

(2) 通勤のために自動車等を使用する役職員

次に掲げる区分に応じ、1箇月につき、それぞれ次に定める額

ア	片道5キロメートル未満		3,500円 以内
イ	片道5キロメートル以上	10キロメートル未満	5,500円
ウ	片道10キロメートル以上	15キロメートル未満	8,300円
エ	片道15キロメートル以上	20キロメートル未満	11,100円
オ	片道20キロメートル以上	25キロメートル未満	13,900円
カ	片道25キロメートル以上	30キロメートル未満	16,700円
キ	片道30キロメートル以上	35キロメートル未満	19,500円
ク	片道35キロメートル以上	40キロメートル未満	22,300円
ケ	片道40キロメートル以上	45キロメートル未満	25,100円
コ	片道45キロメートル以上	50キロメートル未満	27,900円
サ	片道50キロメートル以上		30,700円

3 役職員が通勤するために自動車等と交通機関を併用するときは、自動車等の使用距離に応じて前項第2号に掲げる額に同項第1号の規定により算出された額を加えた額を通勤手当として支給する。

4 通勤に特急列車等を利用することが必要と認められる役職員の通勤手当の額は、前2項の通勤手当の額に特急料金等の2分の1の額（1箇月につき、20,000円を限度とする。）を加算した額を支給する。

5 前4項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、会長が定める。

第20条 役員及び職員に対しその勤務成績を考査の上毎年6月20日及び12月10日に賞与を支給する。その金額は会長が定める。

役員退任慰労金規程

第1条 本協会の理事および監事（以下「役員」という。）が退任したときは、この規程の定めるところにより退任慰労金を支給する。ただし、役員就任前に香川県から定年または勸奨による退職手当の支給を受けた者には退任慰労金は支給しない。

第2条 常勤役員の退任慰労金の額は在任中の報酬月額ごとにこれに対応する在任月数を乗じた額に次の各号の区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- | | |
|--------------|---------|
| (1) 会長及び専務理事 | 100分の24 |
| (2) 常務理事 | 100分の20 |
| (3) 理事 | 100分の16 |
| (4) 監事 | 100分の10 |

2 前項にいう在任月数は常勤役員としてそれぞれその任に就いた日の属する月から退任した日の属する月までの月数とする。

第3条 非常勤役員の退任慰労金は、会長が別に定める。

第4条 在任中特に功労があった役員には、別に功労金を支給することができる。
功労金の額は会長が定める。

第5条 この規程により難い特別の事情がある場合は理事会の議を経て会長が定めるものとする。

附 則

1. この規程は、昭和48年3月19日から施行する。
2. この規程の施行日に現に在任中の役員については、この規程による退任慰労金を支給する。この場合規程施行前の在任期間はこれを通算する。

附 則

この規程は、平成4年3月31日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成19年5月17日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成20年3月27日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。